

12238P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

38

相続税法

理論マスター



令和9年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



TAC出版オンラインストアにて

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

相続税法の理論問題は、個別問題、応用問題又は事例問題と様々な出題形式があるが、いずれの場合であっても基本となるのは個々の条文である。

この個々の条文に関し、課税要件、課税対象者etc. といった整理ができていれば、どんな形式で問われても恐れるに足らない。

本書（令和8年度の改正を考慮したもの）においては、条文にできるだけ忠実な形で、基本的な個別問題をテーマ別に区分して収録している。

この一冊を完璧にマスターすれば、理論問題に関しての重要条文はすべて押さえたこととなり、楽に合格レベルに達することができる。

あとは、応用問題対策及び事例問題対策として、理論ドクターで組み合わせの学習をし、磨きをかけるだけである。

本書を利用することにより、一人でも多くの受験生が合格の栄冠を勝ち取られんことを願ってやまない。

（本書は令和8年4月1日の施行法令に準拠している。）

T A C 税理士講座

凡	例
法	相続税法
法附則	相続税法附則
令	相続税法施行令
令附則	相続税法施行令附則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
国通法	国税通則法
引	用 例
法3①二	相続税法第3条第1項第二号

本書を使用する際の注意点

1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上での重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

CONTENTS

目 次

テーマ1：納税義務者

1-1	相続税又は贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲	2
1-2	人格のない社団等及び持分の定めのない法人に対する課税	8
1-3	特定一般社団法人等に対する課税	10

テーマ2：みなし取得財産

2-1	相続又は遺贈により取得したものとみなす場合	14
2-2	遺贈により取得したものとみなす場合	16
2-3	贈与により取得したものとみなす生命保険金等	18
2-4	贈与により取得したものとみなす定期金	20
2-5	贈与又は遺贈により取得したものとみなす低額譲受、債務免除等 及びその他の利益の享受	22
2-6	贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利	24
2-7	受益者等が存しない信託等の特例	26
2-8	特別の法人から受ける利益に対する課税	28

テーマ3：相続税の課税価格・税額計算

3-1	相続税の課税価格	32
3-2	相続税法の相続税の非課税財産	34
3-3	国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等	36
3-4	債務控除	40
3-5	未分割遺産に対する課税	42
3-6	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	44
3-7	特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例	50
3-8	遺産に係る基礎控除及び相続税の総額	54
3-9	相続税額の加算	56
3-10	相続開始前7年以内に贈与があった場合の相続税額	58
3-11	配偶者に対する相続税額の軽減	60
3-12	未成年者控除	62
3-13	障害者控除	64
3-14	相次相続控除	66
3-15	在外財産に対する相続税額の控除	68

テーマ４：贈与税の課税価格・税額計算

4-1	贈与税の課税価格	72
4-2	相続税法の贈与税の非課税財産	74
4-3	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	76
4-4	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	80
4-5	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	84
4-6	贈与税の配偶者控除	88
4-7	在外財産に対する贈与税額の控除	90

テーマ５：相続時精算課税

5-1	相続時精算課税	94
5-2	相続時精算課税適用者の特例	98
5-3	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	100

テーマ６：財産の評価

6-1	相続税法の財産の評価	106
-----	------------	-----

テーマ７：申告

7-1	国税通則法の期限内申告、期限後申告、修正申告、更正の請求並びに更正及び決定	112
7-2	相続税法の相続税の期限内申告及び還付申告	114
7-3	相続税法の贈与税の期限内申告	116
7-4	相続税法の期限後申告、修正申告及び更正の請求の特則	118
7-5	租税特別措置法の期限後申告、修正申告及び更正の請求の特則	122
7-6	更正及び決定の特則	126
7-7	相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等	128
7-8	納税地	130

テーマ８：納付

8-1	納付及び還付	134
8-2	連帯納付の義務等	136
8-3	相続税の延納	138
8-4	贈与税の延納	142
8-5	物納	144
8-6	物納の撤回	148
8-7	特定の延納税額に係る物納	150

テーマ9：納税猶予

9-1	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除	154
9-2	農地等についての相続税の納税猶予及び免除等	160
9-3	山林についての相続税の納税猶予及び免除	166
9-4	特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除	170
9-5	個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除	174
9-6	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除	180
9-7	非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除	186
9-8	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除	192
9-9	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除	198
9-10	非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例	202
9-11	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例	210
9-12	非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例	216
9-13	医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除	220
9-14	医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除	224
9-15	個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例	226
9-16	医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除	228
9-17	医療法人の持分についての相続税の税額控除	232
9-18	医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例	234

テーマ10：災害関係

10-1	特定土地等及び特定株式等に係る課税価格の計算の特例	238
10-2	相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例	240
10-3	災害減免法	242

《参 考》	条文を読む上で注意すべき用語	244
-------	----------------	-----

テーマ

1

納税義務者

- 1－1 相続税又は贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲
- 1－2 人格のない社団等及び持分の定めのない法人に対する課税
- 1－3 特定一般社団法人等に対する課税

1-1

相続税又は贈与税の納税義務者 及び課税財産の範囲

1. 相続税の納税義務者

重要度◎

次の者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法1の3①一）

相続又は遺贈により財産を取得した次の者で、その財産を取得した時に
いて法施行地に住所を有するもの

① 一時居住者でない個人

② 一時居住者である個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人であ
る場合を除く。）

(2) 非居住無制限納税義務者（法1の3①二）

相続又は遺贈により財産を取得した次の者で、その財産を取得した時に
いて法施行地に住所を有しないもの

① 日本国籍を有する個人で次のもの

イ 相続の開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有し
ていたことがあるもの

ロ 相続の開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有し
ていたことがないもの（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人であ
る場合を除く。）

② 日本国籍を有しない個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人
である場合を除く。）

(3) 居住制限納税義務者（法1の3①三）

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得
した時において法施行地に住所を有するもの（(1)の者を除く。）

(4) 非居住制限納税義務者（法1の3①四）

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得
した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)の者を除く。）

(5) 特定納税義務者（法1の3①五）

贈与により相続時精算課税適用財産を取得した個人（(1)から(4)の者を除く。）

2. 相続税の課税財産の範囲

重要度○

(1) 無制限納税義務者（法2①）

相続又は遺贈により取得した**財産の全部**に対し、相続税を課する。

(2) 制限納税義務者（法2②）

相続又は遺贈により取得した**財産で法施行地にあるもの**に対し、相続税を課する。

3. 贈与税の納税義務者

重要度◎

次の者は、贈与税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法1の4①一）

贈与により財産を取得した次の者で、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

① **一時居住者**でない個人

② **一時居住者**である個人（贈与者が外国人**贈与者**又は**非居住贈与者**である場合を除く。）

(2) 非居住無制限納税義務者（法1の4①二）

贈与により財産を取得した次の者で、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

① 日本国籍を有する個人で次のもの

イ 贈与前**10年以内**のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの

ロ 贈与前**10年以内**のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの（贈与者が外国人**贈与者**又は**非居住贈与者**である場合を除く。）

② 日本国籍を有しない個人（贈与者が外国人**贈与者**又は**非居住贈与者**である場合を除く。）

(3) 居住制限納税義務者（法1の4①三）

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの（(1)の者を除く。）

(4) 非居住制限納税義務者（法1の4①四）

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)の者を除く。）

4. 贈与税の課税財産の範囲

重要度○

(1) 無制限納税義務者（法2の2①）

贈与により取得した**財産の全部**に対し、贈与税を課する。

(2) 制限納税義務者（法2の2②）

贈与により取得した**財産で法施行地にあるもの**に対し、贈与税を課する。

5. 国外転出時の特例に伴う相続税の納税義務者の取扱い（法1の3②）

重要度△

(1) 所得税法に規定する国外転出時課税等の特例に係る納税猶予の適用を受ける個人が死亡した場合には、その個人の死亡に係る1(1)②又は(2)①もしくは②の適用については、その個人は、相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。

(2) 所得税法に規定する国外転出時課税等の特例に係る納税猶予の適用を受ける者からその適用に係る贈与により財産を取得した受贈者が死亡した場合には、その受贈者の死亡に係る1(1)②又は(2)①もしくは②の適用については、その受贈者は、相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。

ただし、その受贈者がその納税猶予に係る贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

(3) 所得税法に規定する国外転出時課税等の特例に係る納税猶予の適用を受ける相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が死亡（以下(3)において「二次相続」という。）した場合には、その二次相続に係る1(1)②又は(2)①もしくは②の適用については、その相続人は、その二次相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。

ただし、その相続人がその納税猶予に係る相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

6. 国外転出時の特例に伴う贈与税の納税義務者の取扱い (法 1 の 4 ②)

重要度△

テーマ
.....

1

- (1) 所得税法に規定する国外転出時課税等の特例に係る納税猶予の適用を受ける個人が財産の贈与をした場合には、その贈与に係る 3 (1)②又は(2)①ロもしくは②の適用については、その個人は、その贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。
- (2) 所得税法に規定する国外転出時課税等の特例に係る納税猶予の適用に係る贈与により財産を取得した受贈者が財産の贈与（以下(2)において「二次贈与」という。）をした場合には、その二次贈与に係る 3 (1)②又は(2)①ロもしくは②の適用については、その受贈者は、その二次贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。

ただし、その受贈者がその納税猶予に係る贈与前10年以内のいずれの時点においても法施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

- (3) 所得税法に規定する国外転出時課税等の特例の適用がある場合の納税猶予の適用を受ける相続人が財産の贈与をした場合には、その贈与に係る 3 (1)②又は(2)①ロもしくは②の適用については、その相続人は、その贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたものとみなす。

ただし、その相続人がその納税猶予に係る相続開始前10年以内のいずれの時点においても法施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

(1) 相続税の納税義務者

① 一時居住者（法1の3③一）

相続開始の時ににおいて在留資格を有する者で、その相続の開始前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

② 外国人被相続人（法1の3③二）

相続開始の時ににおいて、在留資格を有し、かつ、法施行地に住所を有していた被相続人をいう。

③ 非居住被相続人（法1の3③三）

相続開始の時ににおいて法施行地に住所を有していなかった被相続人で、その相続の開始前10年以内のいずれかの時ににおいて法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時ににおいても日本国籍を有していなかったもの又はその相続の開始前10年以内のいずれの時ににおいても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。

(2) 贈与税の納税義務者

① 一時居住者（法1の4③一）

贈与の時ににおいて在留資格を有する者で、その贈与前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

② 外国人贈与者（法1の4③二）

贈与の時ににおいて、在留資格を有し、かつ、法施行地に住所を有していた贈与者をいう。

③ 非居住贈与者（法1の4③三）

贈与の時ににおいて法施行地に住所を有していなかった贈与者で、その贈与前10年以内のいずれかの時ににおいて法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時ににおいても日本国籍を有していなかったもの又はその贈与前10年以内のいずれの時ににおいても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。

税理士受験シリーズ

2027年度版 38 相続税法 理論マスター

発行日 2026 年 8 月 28 日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://tacpub.jp>

© TAC 2026

管理コード 12238P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。